

大口町告示第19号

大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付要綱の一部を改正
する要綱

大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付要綱（平成29年大口町告示
第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「様式第3」の次に「。以下「補助金交付決定通知書」という。」
を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（事業の実施）

第8条の2 耐震シェルター等の購入及び設置に係る契約は、補助金交付決定通知
書を受け取った後に行わなければならない。

第10条中「3月20日」を「2月末日」に改め、同条第2号中「請求書又は」
を削る。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(補助金の交付決定)</p> <p>第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、適当と認めるときは、大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付決定通知書(様式第3。<u>以下「補助金交付決定通知書」という。</u>)により申請者に補助金の交付決定をした旨を通知するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(事業の実施)</p> <p><u>第8条の2 耐震シェルター等の購入及び設置に係る契約は、補助金交付決定通知書を受け取った後に行わなければならない。</u></p> <p>(完了実績報告)</p> <p>第10条 申請者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の<u>2月末日</u>までのいずれか早い期日までに、大口町木造住宅耐震シェルター等設置事業実績報告書(様式第7)に、次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認める場合については、当該年度の3月31日までとすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 耐震シェルター等の設置に係る領収書の写し</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(補助金の交付決定)</p> <p>第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、適当と認めるときは、大口町木造住宅耐震シェルター等設置費補助金交付決定通知書(様式第3)により申請者に補助金の交付決定をした旨を通知するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(完了実績報告)</p> <p>第10条 申請者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の<u>3月20日</u>までのいずれか早い期日までに、大口町木造住宅耐震シェルター等設置事業実績報告書(様式第7)に、次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認める場合については、当該年度の3月31日までとすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 耐震シェルター等の設置に係る<u>請求書又は領収書の写し</u></p> <p>(3)・(4) 略</p>